

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 13 条第 1 項に基づく拡散防止措置の確認について

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 13 条第 1 項に基づき申請があった遺伝子組換え動物の第二種使用等拡散防止措置について、拡散防止措置確認会議動物検討会の審議を経て、遺伝子組換え動物に応じたべき拡散防止措置の内容を確認しました。

申請に基づく確認の概要は以下のとおりです。

申請に基づく拡散防止措置の確認の概要

○ 第二種使用等 3件

事業者名	遺伝子組換え生物等の種類の名称	利用目的	確認日
日本クレア株式会社	ヒト変異型 <i>K-ras(K-ras^{V12})</i> 遺伝子コンディショナルトランスジェニックラット (<i>K-ras^{V12}, Rattus norvegicus</i>) (Kras301 ラット)	産業利用	平成 28 年 11 月 4 日
日本クレア株式会社	インスリン受容体基質(<i>IRS</i>)2 遺伝子欠損マウス (<i>Irs2, Mus musculus</i>) (B6J-IRS2 KO マウス)	産業利用	平成 28 年 11 月 4 日
日本クレア株式会社	<i>IL-2Rγ</i> 鎖遺伝子欠損及び <i>Alb-UL23</i> 遺伝子導入複合遺伝子改変重度免疫不全モデルマウス (<i>Il2rg^{tm1Sug}, Tg(Alb-UL23), Mus musculus</i>) (TK-NOG マウス)	産業利用	平成 28 年 11 月 4 日

問い合わせ先

農林水産省 消費・安全局

担当：農産安全管理課 中澤、島村 TEL：03-3502-8111(内線 4510)

農林水産省 農林水産技術会議事務局

担当：研究企画課 大城、橋本 TEL：03-3502-8111(内線 5860)